

国土強靱化

NATIONAL RESILIENCE

強くて、しなやかなニッポンへ

郷土と人を
自助・共助・公助
で守るまち

市民・事業者と共に進める 館林市強靱化計画



館林市

2020年3月

はじめに



「首都直下地震や南海トラフ地震等が、30 年以内に 70%の確率で起こる」

東日本大震災後、政府は、このような見解を発表しています。そうした想定に対応し、現在、国、県、市町村で国土強靱化計画の策定を進めております。

この計画の特徴は、大規模な災害等により引き起こされる最悪の事態を想定していること、そして、各分野で脆弱性を評価し、市民・事業者・行政が取り組むべき方向性を定めていることです。

例えば、首都直下地震発生時には、関東地方は、長時間の停電に見舞われる可能性があります。その際、本市においても、水の供給をはじめ、社会インフラ各分野における影響が想定されます。

また、生産や物流が滞った場合には、急速に食糧や物資の不足に陥るため、市民生活に危機的状況をもたらすことが想定されます。現時点で、本市の食料備蓄は、3 万食しかありません。残念ながら 7 万 6 千人の市民生活を支えるものとなり得ません。

そのため、「自らの命は自ら守る」を意識し、市民、事業者の皆様におきましては、まずは水や食料を家庭や職場において最大限の備蓄の努力をお願いいたします。

そして、いかなる自然災害が起きても、最悪の事態に陥らず、強くしなやかに立ち上がれる社会構造を創り、社会全体での強靱化をはかることが館林市強靱化計画の策定の目的であります。

本計画の推進にあたり、自助、共助、公助が一つとなり、市民、事業者の皆様のご協力、率先垂範した取り組みがなされますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

館林市長 須藤和臣

市民・事業者と共に進める館林市強靱化計画 目次

第1章 はじめに

1 策定の背景・趣旨	4
2 計画の位置付け	4
3 計画期間	5
4 計画の構成	6

第2章 本市の地域特性

1 災害の想定	7
(1) 地震被害の想定	7
(2) 風水害被害の想定	11
(3) 火山災害	11
(4) 雪害	11

第3章 強靱化の基本的な考え方

1 目指すべき将来の地域の姿	12
2 基本目標	12



第4章 館林市強靱化の現状と課題、施策の推進方針

1 評価の枠組み及び手順	13
(1) 対象とする自然災害	13
(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) の設定	14
(3) 施策分野	16
(4) 現状分析・評価	16
(5) 強靱化の推進方針	17
(6) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性の分析・評価と施策の推進方針・対応方策	18

第5章 計画の推進

1 施策の重点化	118
2 K P I（重要業績指標）の設定	119
3 施策の推進及び進捗管理	121

第6章 参考資料	122
----------	-----

1 策定の背景・趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行しました。その上で、基本法の規定に基づき「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に閣議決定したところです。また、平成30年12月には基本計画の見直しがされました。

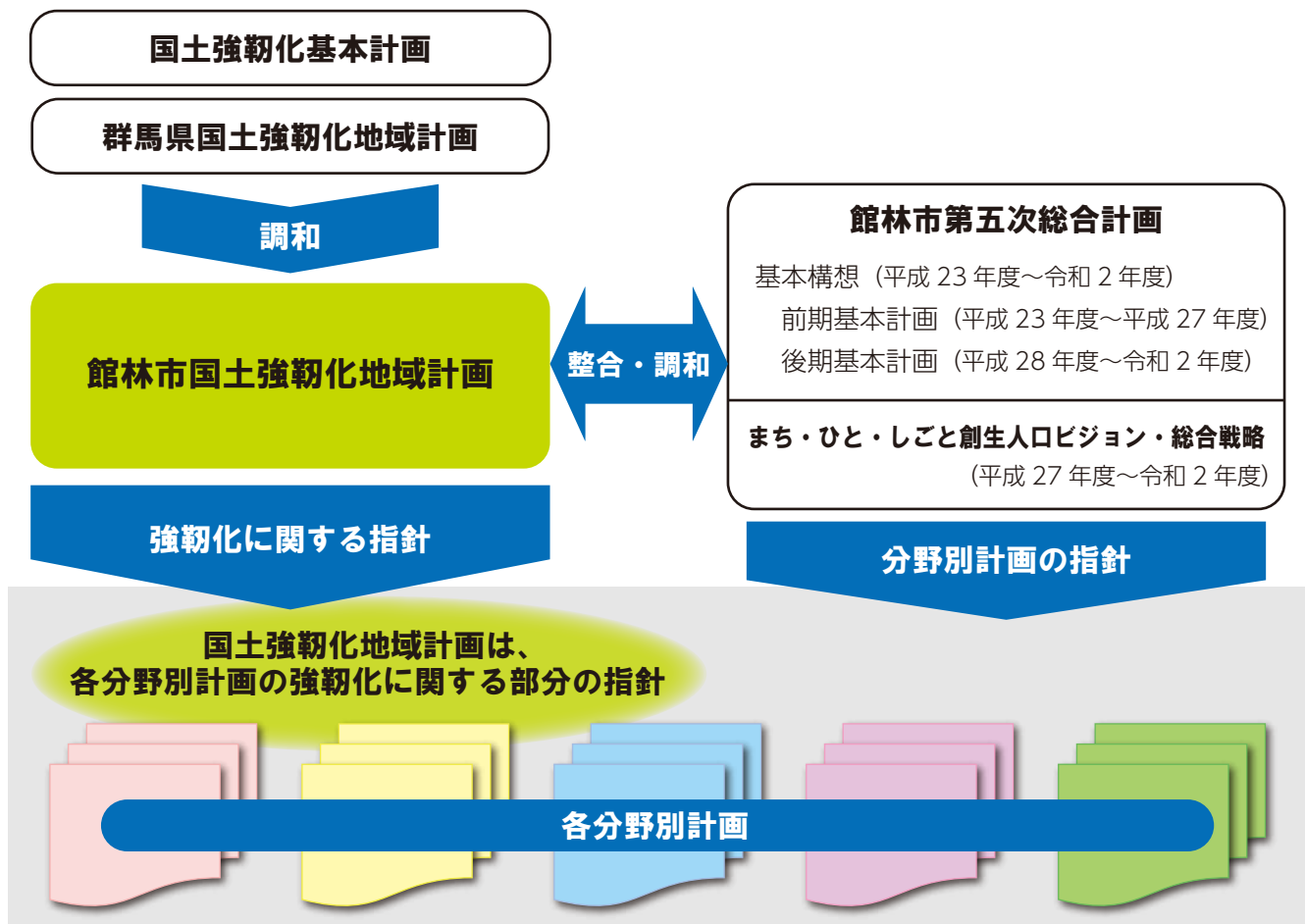
また、群馬県においては、基本計画と調和を図りながら「群馬県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を平成29年3月に策定したところです。

このような中、本市においても、災害時において市民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪の事態を回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっています。そのため、国、県の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えたまちづくりを推進するため「館林市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する地域計画であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。

そのため、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との整合・調和を保つとともに、市政の基本方針である「館林市第五次総合計画」（以下「市総合計画」という。）とも整合・調和を図りながら、国土強靱化に関して、館林市地域防災計画をはじめとする本市における様々な分野の計画等の指針となるものです。



3 計画期間

令和 2 年度を始期とし、基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

4 計画の構成

1. 計画の策定趣旨、位置づけ

- 計画の策定趣旨、計画の位置づけなど

2. 本市の地域特性

- 災害の想定

3. 計画の基本的な考え方

- 目指すべき将来の地域の姿
- 館林市強靱化を進める上での4つの「基本目標」

4. 館林市強靱化の現状と課題、施策の推進方針

- 評価の枠組み及び手順
- 計画の対象とする災害
- 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
- 現状分析・評価
- 26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの「脆弱性評価」（現行施策の状況と課題）と、脆弱性評価の結果を踏まえ、最悪の事態回避のために「市民」・「事業者」・「行政」が取り組むべき「施策の推進方針」

5. 計画の推進

- 施策の重点化
- KPI（重要業績指標）の設定
- 施策の推進及び進捗管理

6. 参考資料

- 市域における過去の風水害や地震等の災害履歴
- 市域で想定される災害の概観図

1 災害の想定

市域では、震災、風水害、火山災害、雪害といった自然災害の発生が想定されますが、想定はあくまで一つのシナリオであり、これを上回る災害が発生することもあり得るということを共通認識とし、併せてその他あらゆる災害にも対処し得るよう対策をとる必要があります。

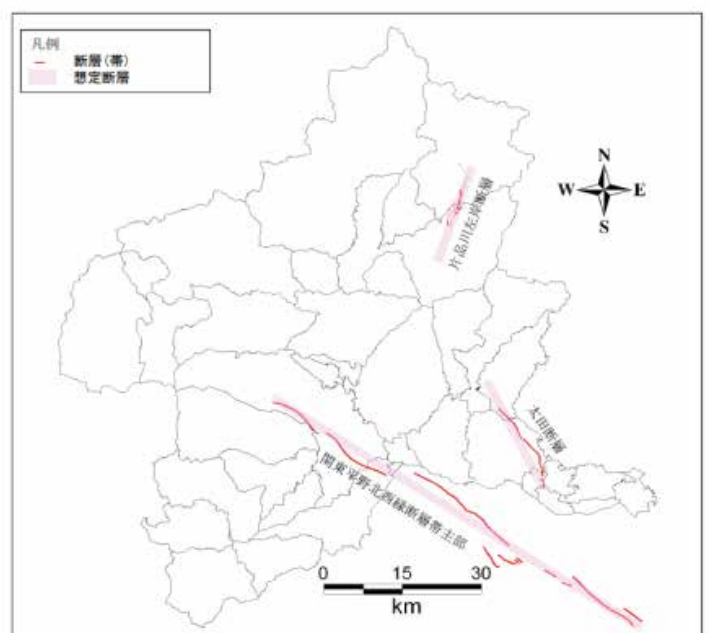
(1) 地震被害の想定

地震の種類としては、活断層によるもの、プレート境界周辺で起こるもの、地下地盤の活動による地震で地表に活断層という痕跡を残さない程度の大きさのもの（以下「地下地盤の活動による地震」という。）によるものなどがあります。

なお、地震に関する調査は、政府の地震調査研究推進本部等で進められており、新たな知見を注視する必要があります。

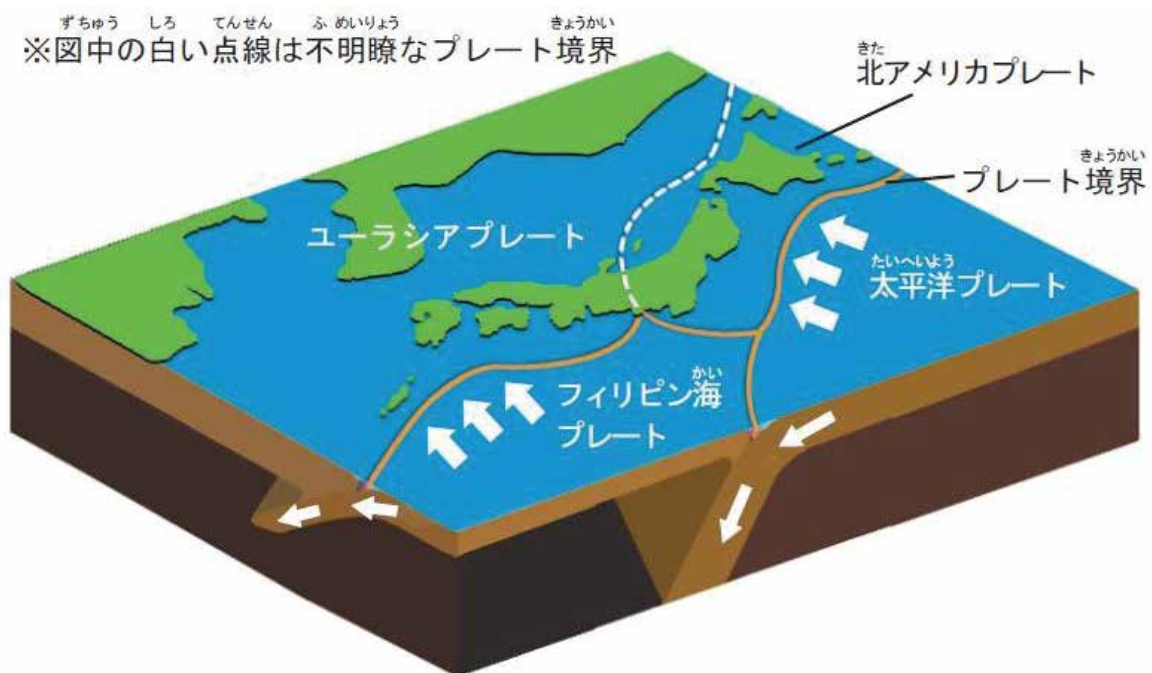
活断層による地震（関東平野北西縁断層帯主部による地震等）

群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）によると、館林市にもっとも影響を及ぼすと思われるのは、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」であり、M（マグニチュード）8.1の地震が発生し、市内では、最大で震度6強の揺れが想定されています。



プレート境界周辺で発生する地震（首都直下地震等）

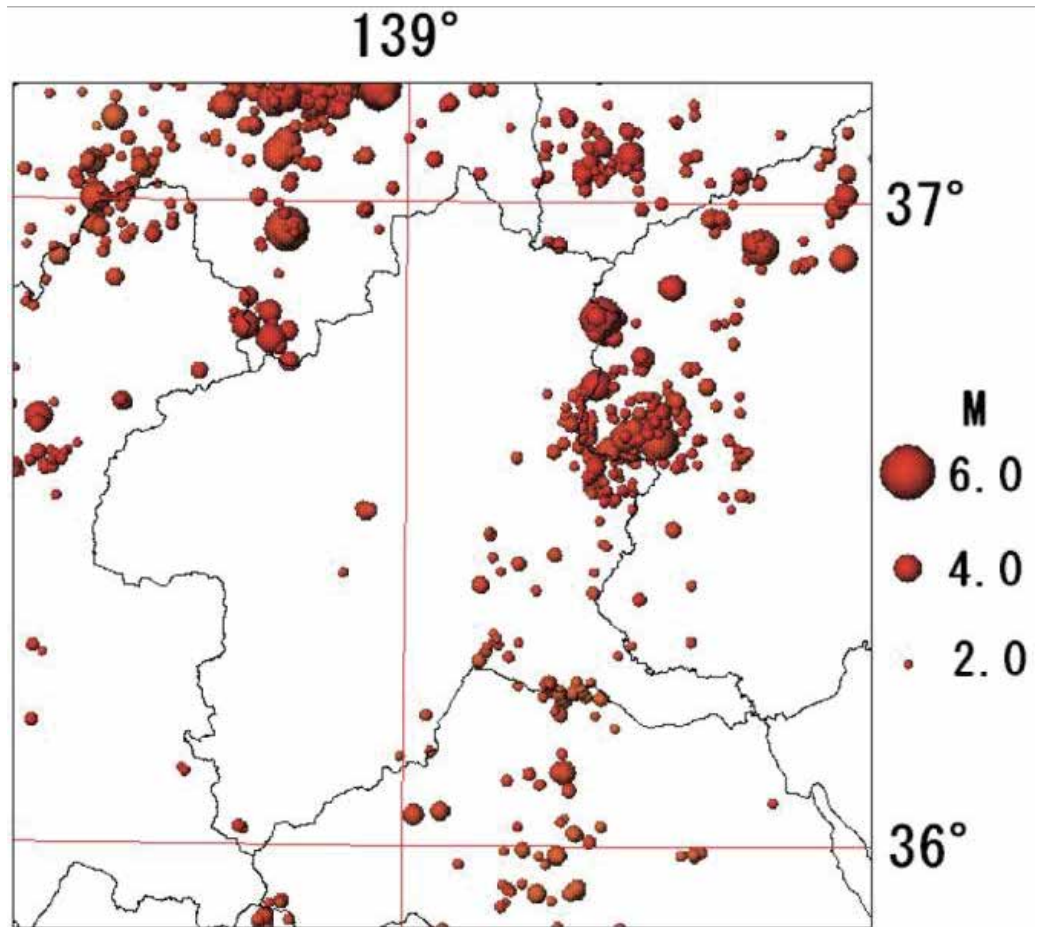
本県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下 120 ～ 160 km で発生していますが、震源が深いため、このタイプの地震で県内に被害が発生したという記録はありません。なお、市周辺においてプレート運動に伴い発生する、首都直下地震と呼ばれる東京湾北部地震、南関東で発生するM7程度の地震（茨城県南部地震など）は、今後 30 年以内に地震が発生する確率は 70%程度と予想されています。



活火山の活動で発生する地震

栃木県との県境（皇海山付近）から日光・足尾地域にかけて規模が小さいながら活発な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところにみられる地震活動の中で最も活

発となっています。また、この地域には、火山が複数分布しますが、これらの火山と地震活動との関係は不明です。



(マグニチュード 2 以上：1997 年 10 月～2007 年 7 月：深さ 30km 以浅)
群馬県とその周辺における、小さな地震まで含めた最近の浅い場所で発生した地震活動
(地震調査研究推進本部地震調査委員会編 (2009) 日本の地震活動 第 2 版)

地下岩盤の活動による地震

地下岩盤の活動による地震については、日本ではどこでも起こる可能性があります。

表層地盤の揺れやすさ

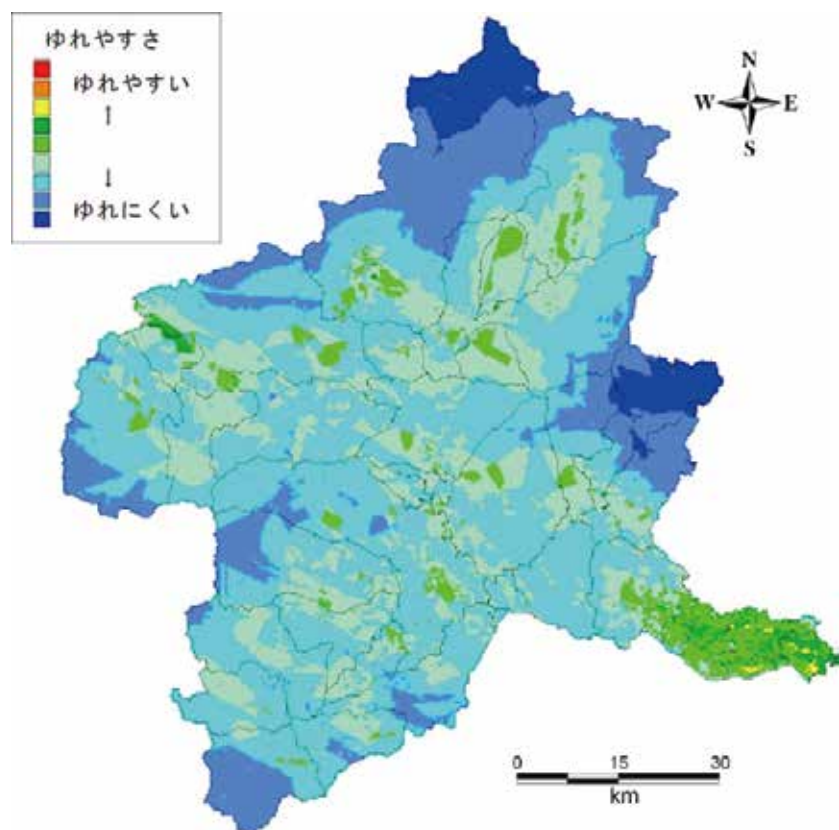
地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なり、一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなります。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは異なります。

特に地表に活断層が見られない場所でも、地殻内の浅いところでマグニチュード7前後の地震が突然発生した事例があります（例 2008 岩手・宮城内陸地震（M7.2））。このような内陸地震については、どこで発生するか、現在の地震学の知見では解明されていません。

そこで、群馬県地震被害想定調査（平成 24 年 6 月）において、各種被害予測を行った3つの地震とは別に、

県内全ての市町村（市役所・町役場の直下）に、このような内陸地震を「予防対策用地震」として想定（マグニチュードは全て6.9）し、地表の「ゆれやすさ」を表しました。

このマップからは、特に邑楽郡や館林市などの平野部は、やわらかい地盤で覆われ、ゆれが大きくなることが分かります。



(2) 風水害被害の想定

本市の風水害等の履歴によると台風、竜巻による被害に見舞われています。

そこで本市の地勢、気候及び地理的条件並びに過去において発生した災害、又は今後において予想される災害の種類は、概ね次のとおりとなります。

1. 台風による河川の氾濫、内水による浸水及び家屋の倒壊、流出等
2. 前線活動等に伴う大雨による河川の氾濫、内水による浸水及び家屋の倒壊、流出等
3. 大規模な竜巻、突風による家屋の全壊等

(3) 火山災害

常時観測火山（浅間山、草津白根山、日光白根山）の大規模噴火を想定しています。
館林市では、主に降灰等による人的・物的被害等の発生が想定されます。

(4) 雪害

記録的な暴風雪や大雪による大雪災害を想定しています。例えば、交通事故・障害、家屋の倒壊等による人的・物的被害等の発生が想定されます。

1 目指すべき将来の地域の姿

策定の趣旨を踏まえるとともに、市総合計画との整合・調和を鑑み、目指すべき将来の地域の姿を次のとおり設定します。

郷土と人を自助・共助・公助で守るまち

「市民」・「事業者」・「行政」が自然災害への危機感を共有し、各々の「主体性」と「連携」を念頭に防災に取り組むことで、「国土強靱化」とともに、災害時に自らの命を主体的に守れる市民を育てていくこと（市民強靱化）を目指す。

2 基本目標

基本計画、県地域計画を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。

いかなる災害等が発生しようとも、

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧・復興

1 評価の枠組み及び手順

基本計画及び県地域計画では、基本法第9条の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行いました。

(1) 対象とする自然災害

基本計画及び県地域計画においては、大規模自然災害全般を想定するリスクとして設定しています。

本市においても、県地域計画や館林市地域防災計画等を踏まえ、大規模自然災害全般を対象災害として設定しました。

(参考) 本市で想定される主な大規模自然災害

自然災害の種類	想定される事象
震災	関東平野北西縁断層帯主部による地震、首都直下地震、太平洋プレート型地震等
風水害	台風や豪雨等による洪水・浸水・内水氾濫等、竜巻・ダウンバースト等
火山災害	降灰等
雪害	大雪等

(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市の強靱化を推進するために必要な事項として、以下の8つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標	No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建築物等の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	火災による多数の死傷者の発生
	1-3	台風や豪雨等により、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
	1-4	雪による転倒や交通事故の発生に伴う死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-4	被災地における疫病・感染症等の発生
	2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報伝達機能は確保する	4-1	被災により、災害情報が伝達できない事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	エネルギー供給、流通機能の麻痺による地域経済活動の停滞
	5-2	食料等の安定供給の停滞

第4章 館林市強靱化の現状と課題、施策の推進方針

事前に備えるべき目標

No. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給・機能停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークの機能停止
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
	7-3	有害物質の拡散・流出
	7-4	農地等の荒廃
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-4	事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(3) 施策分野

基本計画及び県地域計画において設定された施策分野を踏まえるとともに、市総合計画の分野を参考に、次の8つの「個別施策分野」を設定しました。

【個別施策分野】

- | | |
|---------|--------|
| ① 環境・安全 | ⑤ 学び |
| ② 福祉 | ⑥ 都市 |
| ③ 健康 | ⑦ 産業 |
| ④ 子育て | ⑧ 行政機能 |

(4) 現状分析・評価

(2) で設定した26の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に関して、本市が実施している施策分野ごとの事業の推進状況や課題から、最悪の事態の回避に必要な事項等について、分析・評価を行いました。

また、自助・共助・公助の観点から各施策における主体を明確化するため、「市民」「事業者」「行政」のそれぞれについて、脆弱性の分析・評価を行いました。

なお、評価結果のポイントは次のとおりです。

ア ハード対策とソフト対策の両面による総合的な対策の推進が必要

防災・減災対策等、強靱化に資する取組については、既に実施されているものも多くありますが、進捗状況等の観点から、まだ十分ではありません。

また、東日本大震災等、これまでの想定を超える災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、強靱化施策を基本目標に照らし、できるだけ早期に高水準な

ものとするためには、建築物等の耐震化や河川整備等のハード対策を着実に推進していくとともに、ハザードマップの作成や自主防災組織の充実強化等のソフト対策も適切に組み合わせた総合的な対策を推進する必要があります。

イ 自助・共助の更なる充実が必要

人口減少や人口構成の変化が見込まれる中で、住民の的確な避難行動や自主防災組織の充実強化等、市民の自助・共助を促進するとともに、事業者による防災教育・防災訓練の実施や事業継続計画（BCP）の作成と推進等、事業者の自助・共助も促進し、地域防災力の向上を進める必要があります。

また、避難行動要支援者の把握と避難支援体制の整備、要配慮者利用施設等に係る防災体制の整備等、関係者間の更なる連携を進める必要があります。

ウ 多様な実施主体の連携が必要

個々の施策の実施主体は、市だけでなく、国や県、事業者、市民等、多岐にわたります。本市の強靱化を推進するためには、それぞれの実施主体が、自らの役割に応じた主体的な取組を推進するとともに、相互に連携を図り、強靱化のための組織を編成するなど、一体的な取組を進める必要があります。

（5）強靱化の推進方針

推進方針及び対応方策の決定に当たっては、（４）における脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに施策を検討・整理しました。

(6) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性の分析・評価と施策の推進方針・対応方策

以降のページでは、(4)における脆弱性評価の結果と(5)における強靱化の推進方針を、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとにまとめました。

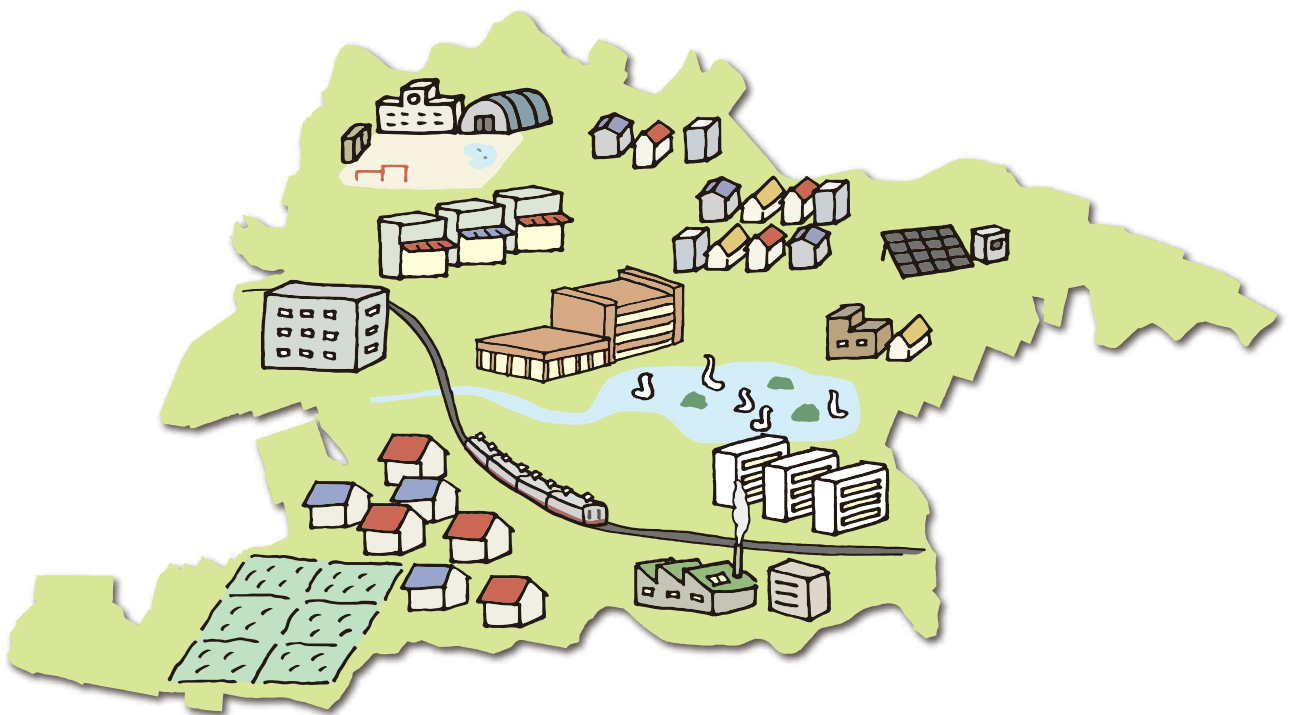
【用語説明】 以降のページでは、以下の用語を使用します。

KPI（重要業績指標）

個別施策の進捗状況を把握し、計画的に推進するための指標。基本計画、県地域計画を踏まえ、概ね5年間（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）を目途に設定。

重点化施策

本計画に位置付ける個別の施策について、市の役割の大きさ、市で想定される災害の特性を踏まえた影響の大きさと緊急度、国・県との調和等の観点から勘案し、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）単位で、重点化して取り組む施策。



直接死を最大限防ぐ

住宅・建築物等の耐震化

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

自宅の耐震化、家具の固定を進める必要がある。

事業者

施設の耐震化及び非構造部材等の耐震対策を進めるとともに、什器の固定を進める必要がある。

行政

公共施設の耐震化及び非構造部材等の耐震対策を進めるとともに、住宅の耐震化を支援する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 市内の住宅や多数の者が利用する建築物について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実等により、耐震化を一層促進する。木造住宅に関しては、人命の保護に重点を置いた部分的な改修による減災化施策をあわせて促進する。また、多数の者が利用する建築物については、吊り天井や照明、内外壁等の非構造部材の耐震対策を促進する。
- 学校施設等については、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や避難所として利用されることもあることから、国の交付金等の活用により、建物の耐震化とともに、吊り天井や照明、内外壁等の非構造部材等の耐震対策についても推進する。
- 耐震改修等が必要な病院・社会福祉施設については、国の交付金等を周知することによりその活用を促し、非構造部材等を含めた耐震化を推進する。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 住宅の耐震化率	82.1%	2016	▶ 95%	2020	建築課
◎ 多数の者が利用する建築物の耐震化率	88.2%	2016	▶ 95%	2020	建築課



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
公立保育園の運営管理			○	こども福祉課
住宅リフォーム資金助成金・多世代同居支援助成金	○			商工課
つつじが岡ふれあいセンター運営		○	○	つつじのまち観光課
木造住宅耐震診断者派遣事業	○			建築課
木造住宅耐震改修補助事業	○			建築課
木造住宅耐震シェルター等設置補助	○			建築課
ブロック塀等撤去工事補助	○			建築課
耐震改修促進計画の推進	○	○	○	建築課
小・中学校・幼稚園施設整備事業	○		○	教育総務課
公民館施設整備事業			○	生涯学習課
文化財保護管理			○	文化振興課
文化施設の維持管理・整備			○	文化振興課
公園競技施設管理運営			○	スポーツ振興課
体育施設管理運営			○	スポーツ振興課
向井千秋記念子ども科学館施設整備事業			○	向井千秋記念子ども科学館

※「主な事業」における直接の対象者を「市民」「事業者」「行政」に分けて、○印を記載しています。

直接死を最大限防ぐ

空き家対策

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

所有土地・物件の適正な管理を行う必要がある。

事業者

所有土地・物件の適正な管理を行う必要がある。

行政

空き家の予防対策、利活用、除却等を進め、空き家の解消に努める必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 大規模災害時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止等のため、「館林市空き家等対策基本計画」に基づき、空き家発生の抑制、除却、利活用の促進等、総合的な空き家対策を推進する。

市街地の整備

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

市街地の整備や道路の維持管理を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 地震時等に危険な密集市街地等、大規模火災のリスクの高い地域においては、土地区画整理、道路整備や維持管理、市街地再開発事業等を実施することにより、避難路や避難場所の整備、建築物の不燃化等を関係者が連携して計画的に推進する。
- 迅速な避難活動や応急活動の実施、避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や県と連携を図り、狭あいな幹線道路の拡幅や歩道の整備、緊急輸送道路、避難路となる道路の整備や維持管理、無電柱化等を推進する。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 土地区画整理完了率	54.2%	2016	▶ 62.8%	2027	区画整理課



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
空家対策関係事業（予防対策）			○	安全安心課
空き店舗情報システム		○		商工課
空家対策関係事業（利活用）	○			建築課
空家対策関係事業（除却等）	○			建築課



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
中央通り線道路改良事業			○	都市計画課
大手町大街道線道路改良事業			○	都市計画課
道路新設改良及び既存道路の維持・管理			○	道路河川課
土地区画整理事業（西部第一南地区）			○	区画整理課
土地区画整理事業（西部第一中地区）			○	区画整理課
土地区画整理事業（西部第二地区）			○	区画整理課

直接死を最大限防ぐ

都市公園の整備

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

公園の整備を進めるとともに、公園内の施設や樹木の管理を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用することのできる防災機能を有した公園の整備・維持管理を行う。

道路施設、都市公園、公営住宅の老朽化対策

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

私有林について、適切な状態に保持する必要がある。

事業者

私有林について、適切な状態に保持する必要がある。

行政

市営住宅の再編・見直し等の検討を行う必要がある。また、市有の橋梁について、点検及び修繕を行う必要がある。さらに、市が保有または借用する保安林を適切な状態に保持するとともに、民有地の保安林について、適正管理を促す必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 道路施設、都市公園、公営住宅を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、利用者の安全の確保、トータルコストの縮減や、維持管理費の平準化を図るため、各種長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
都市公園等整備事業			○	緑のまち推進課
公園施設の管理・老朽化対策			○	緑のまち推進課
公園樹木管理			○	緑のまち推進課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
つつじが岡公園管理事業			○	つつじのまち観光課
つつじ保護育成事業			○	つつじのまち観光課
橋梁長寿命化修繕事業			○	道路河川課
緑地保全整備事業	○	○	○	緑のまち推進課
公園施設の管理・老朽化対策			○	緑のまち推進課
公営住宅ストック総合改善事業			○	建築課
市営住宅管理			○	建築課

直接死を最大限防ぐ

緊急輸送道路等の確保

現状【脆弱性の分析・評価】		今後【推進方針・対応方策】
市民		推進方針 ○ 道路改良、市外との架橋等により緊急輸送道路や避難路の確保を行う。
事業者		
行政	緊急車両等の通行できる道路・橋梁や避難路を複数確保する必要がある。	

避難誘導体制の整備

現状【脆弱性の分析・評価】		今後【推進方針・対応方策】
市民	避難訓練等の自主防災組織活動に積極的に参加し、素早く安全な避難ができるようにするとともに、近隣の避難行動要支援者を把握し、地域の避難体制を強化する必要がある。	推進方針 ○ 災害対策基本法に基づく災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う。 ○ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定を行う。 ○ 防災訓練やハザードマップの作成・配布等を通じた避難場所及び避難所の周知や避難に対する理解を促進する。 ○ 避難行動要支援者名簿の作成や名簿を活用した避難訓練の実施を促進するとともに、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を行う。 ○ 住民の主体的な避難所開設運営ができるよう支援を行う。
事業者	要配慮者利用施設等は避難確保計画を策定し、避難訓練を実施する必要がある。	
行政	福祉避難所を開設し、運営できる体制を整備する必要がある。また、避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の実施を促進する必要がある。	
KPI（重要業績指標）		
◎ 自主防災組織の組織率		現状値 90.9% 年度 2018 ▶ 目標値 100% 年度 2024 担当課 安全安心課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
渡良瀬川・利根川への架橋に関する要望			○	企画課
スマートインターチェンジに関する要望			○	都市計画課
中央通り線道路改良事業			○	都市計画課
大手町大街道線道路改良事業			○	都市計画課
道路新設改良及び既存道路の維持・管理			○	道路河川課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
避難所・避難場所の標識設置・更新			○	安全安心課
自主防災組織の活動支援	○			安全安心課
広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実	○	○		安全安心課
避難行動要支援者の避難・見守り支援	○		○	安全安心課
避難確保計画の策定支援		○	○	安全安心課
避難勧告等の発令体制の整備			○	安全安心課
避難誘導体制の整備			○	安全安心課
避難行動要支援者名簿の整備			○	社会福祉課 / 高齢者支援課

直接死を最大限防ぐ

被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備

現状【脆弱性の分析・評価】		今後【推進方針・対応方策】
市民		推進方針 ○ 庁内の技術職員を中心に、被災宅地・建築物の危険度判定士の資格を取得し、知識を深め、災害時に備える。
事業者		
行政	被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の人員確保と資質向上を進める必要がある。	

地域防災力の向上

現状【脆弱性の分析・評価】		今後【推進方針・対応方策】
市民	地域や様々な団体で防災活動に取り組み、コミュニティを維持・強化する必要がある。	推進方針 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等の火災対策を推進する。 ○ 防災士の育成や自主防災組織の主体的活動を積極的に支援することにより、地域全体の協力体制を推進する。
事業者	地域活動に参加し、コミュニティを維持・強化する必要がある。また、施設の防災に取り組むとともに、消防団活動に協力する必要がある。	
行政	様々な年齢層・主体が防災を通じた地域活動に取り組むように支援する必要がある。また、自主防災組織の組織化・活性化を支援する必要がある。	
KPI（重要業績指標）		
◎ 自主防災組織の組織率		
現状値	年度	目標値 年度 担当課
90.9%	2018	100% 2024 安全安心課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
被災宅地危険度判定の体制整備			○	都市計画課
被災建築物応急危険度判定の体制整備			○	建築課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
区長協議会等の開催	○			行政課
次世代を担う地域リーダー育成事業の活用	○			行政課
行政区への助成金	○			行政課
一区一彩事業の活用	○			行政課
自主防災組織の活動支援	○			安全安心課
広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実	○	○		安全安心課
感震ブレイカー等設置費補助	○			安全安心課
市民活動に対する関心や理解を広める	○			市民協働課
市民活動を担う人材の発掘・育成及び団体の自立化を図る	○			市民協働課

直接死を最大限防ぐ

防災教育の推進、防災意識の啓発

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

学校と協力して防災教育を進める必要がある。

事業者

従業員の避難訓練や防災教育を進める必要がある。

行政

学校における防災教育を進める必要がある。また、図書資料の貸出等、多様な手段で啓発をする必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 学校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成による研修・研究により、学校における防災教育を推進する。
- 市民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る。
- 広域防災拠点を活用した防災教育の推進を図る。

救助・救急体制の強化

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

消防団活動、防災訓練や講習会等への積極的な参加協力をする必要がある。

事業者

消防団活動に協力する必要がある。また、防災教育を推進し、防災意識を高める必要がある。

行政

計画的に資機材等の整備を進める必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 消防において災害対応力強化のための広域支援を含めた体制の整備、装備資機材等の整備を行う。
- 消防署の消防力の強化とともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る。
- 様々な災害現場に対応した訓練、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 市民・事業者に対する防災訓練や講習会等を推進し、防災意識の高揚と防災知識の普及啓発を図る。
- 消防施設の耐災害性を強化する。



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実	○	○		安全安心課
防災教育の推進	○			学校教育課
図書資料の収集	○			図書館



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
広域防災拠点整備事業		○	○	安全安心課
総合防災訓練の実施	○	○	○	安全安心課
職員教育訓練・資格取得拡充			○	館林地区消防組合
消防体制の連携強化			○	館林地区消防組合
地域防災力の充実・強化	○	○	○	館林地区消防組合
災害対応車両及び資機材の整備			○	館林地区消防組合
査察体制の強化			○	館林地区消防組合
消防団員の充実強化	○	○	○	館林地区消防組合
高機能指令センター整備及び充実強化			○	館林地区消防組合

直接死を最大限防ぐ

要配慮者支援

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

要配慮者の避難及び避難生活を考慮した防災訓練を行う必要がある。

事業者

被災後に要配慮者への支援が継続できる体制を整備する必要がある。

行政

要配慮者向けの備蓄を充実させ、地域の要配慮者対策を支援する必要がある。防災に関する情報の多言語化に取り組む必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 要配慮者の避難、被災後の生活再建を支援する体制を整備する。
- 防災に関する情報の多言語化に取り組む。



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
防災情報の多言語化	○	○		安全安心課
生活保護総務等	○			社会福祉課
救急医療情報キット配布事業	○			高齢者支援課
放課後児童健全育成事業	○			こども福祉課
地域子ども・子育て支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	○			こども福祉課

直接死を最大限防ぐ

住宅・建築物等の耐震化【再掲】	20 ページに掲載
空き家対策【再掲】	22 ページに掲載
市街地の整備【再掲】	22 ページに掲載
都市公園の整備【再掲】	24 ページに掲載
緊急輸送道路等の確保【再掲】	26 ページに掲載
避難誘導体制の整備【再掲】	26 ページに掲載
地域防災力の向上【再掲】	28 ページに掲載
防災教育の推進、防災意識の啓発【再掲】	30 ページに掲載
救助・救急体制の強化【再掲】	30 ページに掲載
要配慮者支援【再掲】	32 ページに掲載

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 住宅用火災警報器の 設置率	49.5%	2019	▶ 82.3%	2024	館林地区消防組合



直接死を最大限防ぐ

治水施設の整備・機能保全

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

平常時から側溝や排水溝の清掃をする必要がある。

事業者

平常時から側溝や排水溝の清掃をする必要がある。

行政

浸水被害の発生・拡大を防ぐために、準用河川や幹線排水路、調整池等の排水施設を計画的に整備・改修するとともに、既存施設の維持管理を行う必要がある。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 河川整備計画に基づく河川整備延長	7.187km	2018	8.078km	2022	道路河川課

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○浸水被害の発生・拡大を防ぐために、準用河川や幹線排水路、調整池等の排水施設を計画的に整備・改修するとともに、既存施設の維持管理を進める。

治水施設の老朽化対策

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

農地等の防災機能を保つため、農地等の適正管理を行う必要がある。

事業者

農地等の防災機能を保つため、農業水利施設や農地等の適正管理を行う必要がある。

行政

浸水被害の発生・拡大を防ぐため、排水路や雨水きょ等、排水施設の整備・改修、維持管理を計画的に実施していく必要がある。また、農地や保安林の防災機能を保つため、森林や用水路等の整備・改修、維持管理を計画的に行うとともに、農地等所有者への適正管理の指導を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○ 浸水の発生を抑えるため、河川堤防のかさ上げ強化（同時に必要となる当該箇所にある、もぐり橋状態かつ老朽化の激しい橋梁架替も含む）を始め、排水路や雨水きょ等、排水施設の整備・改修、維持管理を計画的に実施する。

○農地や保安林の防災機能を保つため、森林や用水路等の整備・改修、維持管理を計画的に行う。また、農地等所有者への適正管理の指導を行う。

台風や豪雨等により、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生



主な事業と対象者

主な事業

幹線排水路の整備・維持管理

市民

事業者

行政

担当課

○

道路河川課



主な事業と対象者

主な事業

農業用排水路の整備と保全

遊水池の維持管理

基幹農業水利施設の改修

農地維持・資源向上の推進

耕作放棄地再生活動推進事業

橋梁長寿命化修繕事業

江川橋架替事業

緑地保全整備事業

管きょ整備事業（公共下水道整備事業 雨水）

遊休農地の発生防止・解消

市民

事業者

行政

担当課

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

農業振興課

農業振興課

農業振興課

農業振興課

農業振興課

道路河川課

道路河川課

緑のまち推進課

下水道課

農業委員会事務局

直接死を最大限防ぐ

洪水からの住民避難を促す河川情報の提供

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

住民の主体的な避難を支援するため、平常時からハザードマップの更新・周知や緊急避難場所・避難所の指定・周知を行う必要がある。また、地域の危険箇所の周知を行うため、重要水防箇所の点検へ自主防災組織等に参加してもらう必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○ハザードマップの更新・周知や避難場所・避難所の指定・周知を行う。

避難勧告等の発令体制の整備

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

避難勧告等を適時・適切に判断・伝達するために、タイムラインの見直しを行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○避難勧告等を適時・適切に判断・伝達するために、タイムラインの見直しを行う必要がある。

台風や豪雨等により、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生



主な事業と対象者

主な事業

避難誘導體制の整備

市民

○

事業者

行政

○

担当課

安全安心課



主な事業と対象者

主な事業

避難勧告等の発令体制の整備

市民

事業者

行政

○

担当課

安全安心課

直接死を最大限防ぐ

立地適正化の推進

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

区域内への住宅・事業所等の誘導を促す必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの低いエリアに居住の誘導を促進する。

緊急輸送道路等の確保【再掲】

26 ページに掲載

避難誘導体制の整備【再掲】

26 ページに掲載

地域防災力の向上【再掲】

28 ページに掲載

防災教育の推進、防災意識の啓発【再掲】

30 ページに掲載

救助・救急体制の強化【再掲】

30 ページに掲載

台風や豪雨等により、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生



主な事業と対象者

主な事業

立地適正化の推進

市民

○

事業者

○

行政

担当課

都市計画課

直接死を最大限防ぐ

道路等の防雪設備や関連施設等の整備

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

平常時からタイヤチェーンを携行するとともに、降雪時には不要不急の外出を控える必要がある。また、平常時から除雪道具等を備え、自宅・歩道等の除雪を行う必要がある。

事業者

行政

道路・施設における降雪対策を進める必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 歩道段差の解消整備を始めとして、融雪剤の備蓄及び散布や除雪等の実施体制を整備する。

災害時を含めた医療体制の整備

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

かかりつけ医を持つ必要がある。

事業者

災害時の医療確保のため、県や各医療機関の連携体制を整備する必要がある。

行政

災害時の医療確保のため、県や各医療機関の連携体制を整備する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 県や各医療機関の連携体制を整備する。

防災教育の推進、防災意識の啓発【再掲】

30 ページに掲載



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
つつじが岡公園管理事業			○	つつじのまち観光課
つつじ保護育成事業			○	つつじのまち観光課
道のでこぼこ解消事業（歩道整備）			○	道路河川課
公園施設の管理・老朽化対策			○	緑のまち推進課
公園樹木管理			○	緑のまち推進課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
救急医療体制の充実		○		健康推進課
救急医療在宅当番医制		○		健康推進課
夜間急病診療所			○	健康推進課
休日歯科診療所		○		健康推進課
かかりつけ医の推進	○			健康推進課
広域医療圏の連携・協力体制の強化			○	健康推進課

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

食料等の備蓄

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

家庭内備蓄を進める必要がある。

事業者

事業所内備蓄を進める必要がある。

行政

備蓄品・備蓄倉庫の計画的な購入・設置を進める必要がある。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 小中学校への防災倉庫の設置	80.0%	2018	100%	2021	安全安心課

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 家庭や事業者における最大限の食料等の備蓄及び定期的な更新を促進するため、啓発活動を行う。
- 市における備蓄について、一定量の現物備蓄の確保を推進するとともに、現物備蓄を補うため流通備蓄を促進する。また、乳幼児や高齢者等要配慮者に対する備蓄品目の充実を図る。

支援物資の供給に係る連携体制等の整備

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）を設置・運営できる体制を整備する必要がある。

行政

支援物資を円滑に要請し、受入・配分ができる体制を整備する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 災害時における民間事業者との物資の調達等に関する協定を締結し、緊急時連絡体制の確認や防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる
物資・エネルギー供給の停止



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
防災備蓄品の拡充と保守・管理	○	○	○	安全安心課
防災協力井戸の管理・普及	○		○	安全安心課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
物資集積拠点の整備		○	○	安全安心課
防災協定の締結		○	○	安全安心課

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

大規模災害時における広域連携

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

人的・物的支援を受けられるよう、防災協定の締結を進める必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 災害時における相互応援に関する協定等について、実効性をより高めるため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した受援・応援計画を策定する。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 受援・応援計画の策定	未策定	2018	策定	2020	安全安心課

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる
物資・エネルギー供給の停止



主な事業と対象者

主な事業

受援・応援計画の策定

市民

事業者

行政

担当課

○

安全安心課

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

災害対応力の強化

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

消防団活動、防災訓練や講習会等への積極的な参加協力をする必要がある。

事業者

消防団員加入促進を支援する必要がある。また、防災に関する教育を推進し、防災意識を高める必要がある。

行政

職員の災害対応力の向上、広域連携体制の強化、設備・資機材の計画的な更新を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 消防において、災害対応力強化のための体制、資機材等の充実強化を推進する。また、消防団の体制・装備・訓練の充実強化を図る。
- 消防において、実践的な訓練の実施等により、対処技術の向上や防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応力の向上を図る。
- 市民・事業者に対しての、防災教育・救命講習等を推進し、防災意識の高揚と防災知識の普及啓発を図る。
- 救助・救急活動等について、緊急消防援助隊等の応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について、平常時から明確化する。

消防関係施設の耐震化

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

計画的に施設の耐震化を進める必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設について、耐震化・耐災害性の強化を促進する。



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
職員教育訓練・資格取得拡充			○	館林地区消防組合
消防体制の連携強化			○	館林地区消防組合
地域防災力の充実強化	○	○	○	館林地区消防組合
庁舎建設事業			○	館林地区消防組合
災害対応車両及び資機材の整備			○	館林地区消防組合
消防団員の充実強化			○	館林地区消防組合
高機能指令センター整備及び充実強化			○	館林地区消防組合



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
広域防災拠点整備事業		○	○	安全安心課

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

緊急車両、災害拠点病院等に供給する燃料の確保

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

災害時の緊急車両や災害拠点病院への燃料供給体制を整備する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 燃料関係団体と防災協定を締結し、緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。

市民等による救助能力の向上

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

地域の防災訓練等に積極的に参加する必要がある。

事業者

事業所における防災訓練を実施する必要がある。

行政

市民、事業所を対象に防災訓練や講習会等を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 災害時に市民が救助・応急手当できるよう、資機材の整備や防災訓練や講習会等を実施する。



主な事業と対象者

主な事業

災害時の燃料確保

市民

事業者

行政

担当課

安全安心課



主な事業と対象者

主な事業

自主防災組織の活動支援

広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実

市民

事業者

行政

担当課

○

○

○

安全安心課

安全安心課

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

広域応援の受け入れ場所の確保

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

自衛隊・消防等の広域応援を受け入れる場所を確保する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 災害時に自衛隊・消防等の広域応援を受け入れる場所を確保する。

市街地の整備【再掲】

22 ページに掲載

緊急輸送道路等の確保【再掲】

26 ページに掲載

要配慮者支援【再掲】

32 ページに掲載



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
市有財産管理事業			○	財政課
広域防災拠点整備事業		○	○	安全安心課
公園施設等の管理・老朽化対策			○	緑のまち推進課
公園競技施設管理運営			○	スポーツ振興課
体育施設管理運営			○	スポーツ振興課

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

病院、社会福祉施設の耐震化

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

病院、社会福祉施設の耐震化及び非構造部材等の耐震対策に取り組む必要がある。

行政

病院、社会福祉施設の耐震化及び非構造部材等の耐震対策を促進する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 病院・社会福祉施設に耐震化の促進を周知する。

災害拠点病院の体制強化

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

公立館林厚生病院の防災体制の強化を図る必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 公立館林厚生病院について、防災機能（水の確保、浸水対策等）の強化を図る。



主な事業と対象者

主な事業

耐震改修促進計画の推進

市民

事業者

行政

担当課

○

建築課



主な事業と対象者

主な事業

公立館林厚生病院施設整備

市民

事業者

行政

担当課

○

邑楽館林医療事務組合

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

福祉避難所の指定、周知

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

福祉避難所の指定・周知に取り組む必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○ 福祉避難所の指定及び運営の訓練を行う。

緊急輸送道路等の確保【再掲】

26 ページに掲載

要配慮者支援【再掲】

32 ページに掲載

災害時を含めた医療体制の整備【再掲】

42 ページに掲載

緊急車両、災害拠点病院等に供給する燃料の確保【再掲】

50 ページに掲載

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺



主な事業と対象者

主な事業

福祉避難所の整備

市民

事業者

行政

担当課

○

安全安心課

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

感染症対策

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

平常時から感染症の予防に努めるとともに、災害時の罹患・感染を防ぐため、適切な行動をとれるようにする必要がある。

事業者

多数の人が利用する施設においては、衛生管理に注意し、感染症の集団発生を防ぐ必要がある。

行政

避難所や施設の衛生環境を把握し、必要に応じて消毒や衛生指導を行う必要がある。また、予防接種の早期再開ができる体制を整備する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 予防接種に関する周知を図り、定期の予防接種の勧奨に努める。
- 避難所等の衛生状況の悪化を防ぐため、飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適切な管理等を実施するための体制を整備する。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチンの接種率）	96.9% (第1期) 95.6% (第2期)	2018	95.0%以上 (第1期) 95.0%以上 (第2期)	毎年	健康推進課

家畜防疫

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

家畜の飼育環境を把握し、伝染病の発生を防ぐ必要がある。

事業者

家畜の伝染病の蔓延を防ぐための体制を整備する必要がある。

行政

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 家畜伝染病の発生を未然に防ぐため、予防接種を促進する。



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
感染症予防事業			○	健康推進課
予防接種事業	○			健康推進課
環境調査事業	○	○		地球環境課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
畜産振興対策事業		○	○	農業振興課

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

污水处理施設の耐震化・老朽化対策

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

平常時から側溝や排水溝の清掃をする必要がある。

事業者

平常時から側溝や排水溝の清掃をする必要がある。

行政

雨水きょ等の排水処理施設を計画的に整備・改修、維持管理する必要がある。また、下水道施設の耐震化、老朽化対策を計画的に進める必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 下水道や農業集落排水等の污水处理施設の耐震化・老朽化対策を行う。

業務継続計画（下水道BCP）の策定

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

業務継続計画（下水道BCP）の運用・見直しを行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 業務継続計画（下水道BCP）の運用、見直しを行う。



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
合併処理浄化槽設置費補助	○			地球環境課
管きよ整備事業（公共下水道整備事業 汚水）			○	下水道課
管きよ整備事業（公共下水道整備事業 雨水）			○	下水道課
汚水処理施設の耐震化・老朽化対策			○	下水道課
し尿処理施設の耐震化・老朽化対策			○	館林衛生施設組合



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
業務継続計画（下水道BCP）の策定			○	下水道課

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

災害廃棄物処理対策の推進

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

災害時の適切な廃棄ルールを守る必要がある。

事業者

災害時の産業廃棄物の適切な廃棄ルールを守る必要がある。

行政

災害廃棄物の処理について、訓練等を通じて、適正に実施する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○ 災害廃棄物処理計画の運用、見直しを行う。

被災動物の保護・収容

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

災害時のペットの飼育については、災害時も飼い主が責任をもち、飼育環境やペットフード等を備える必要がある。

事業者

動物を扱う事業者は災害時も適切な管理を行う必要がある。

行政

獣医師会と連携し、被災動物の救護、応急措置や健康管理を行い、適切な指導を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○ 被災動物の保護・収容を実施できる体制を整備する。



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
災害廃棄物処理対策の推進	○	○	○	地球環境課
廃棄物処理施設における災害廃棄物対策の推進			○	館林衛生施設組合



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
人と動物が共生するまちづくり事業			○	地球環境課

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

避難所・避難場所の整備

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

住民主体の避難所開設運営ができる体制を整備する必要がある。

事業者

指定避難所等の施設は、避難所開設運営体制を整備する必要がある。また、要配慮者利用施設等は、災害時に早期に事業を再開できるよう平常時から備えておく必要がある。さらに、社会福祉法人連絡会等が人的資源・物資等について連携協力した福祉避難所運営の体制の整備を行う必要がある。

行政

避難所の耐震化やバリアフリー化等を進めるとともに、備蓄を充実する必要がある。また、避難生活に必要な物資の把握、要請、受入体制を整備する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 避難所の耐震化・バリアフリー化を進めるとともに、避難生活に必要な物資の備蓄と供給体制の整備を行う。

避難生活環境の向上

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

住民の主体的な避難所運営により、避難所の衛生環境を確保する必要がある。

事業者

要配慮者利用施設等は、災害時に利用者のケアを行える体制を整備する必要がある。

行政

平常時から污水处理や環境保全等、衛生管理を行う必要がある。また、災害時は避難所の生活環境、避難者の健康状態を把握し、必要な環境整備、個別支援を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 住民主体の避難所運営体制を整備する。
- 要配慮者の把握や支援を実施できる体制を整備する。

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
福祉避難所の整備			○	安全安心課
小・中学校・幼稚園施設整備事業			○	教育総務課
文化施設の維持管理・整備			○	文化振興課
公園競技施設管理運営			○	スポーツ振興課
体育施設管理運営			○	スポーツ振興課



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
自主防災組織の活動支援	○			安全安心課
広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実	○	○		安全安心課
暑さ対策本部・市民会議の運営	○	○	○	地球環境課
人と動物が共生するまちづくり事業		○	○	地球環境課
救急医療体制の充実		○	○	健康推進課

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

被災者の健康管理

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

平常時から自ら健康管理に努めるとともに、災害時に自身の疾病や服薬等を正しく医療従事者に知らせる備えをする必要がある。また、近隣での見守りや住民同士の交流を行い、孤立者が出ないようにする必要がある。

事業者

ケアマネジャー等は利用者の被災後の健康状態を把握し、適切な支援を行う必要がある。

行政

要配慮者の被災後の健康状態等を把握し、生活環境の変化に応じて必要な支援を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 被災者の健康管理を継続的に実施できる体制を整備する。

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
生活保護総務等	○			社会福祉課
救急医療情報キット配布事業	○			高齢者支援課
予防接種事業	○			健康推進課

必要不可欠な行政機能は確保する

業務継続計画（BCP）の策定・見直し

現状【脆弱性の分析・評価】			今後【推進方針・対応方策】		
市民			推進方針 ○ 災害時優先業務の絞り込み、備蓄の推進や電源の確保等、市の業務継続体制の整備を図る。		
事業者					
行政	市の業務継続体制を整備する必要がある。				
KPI（重要業績指標）					
	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 業務継続計画（BCP）の策定	未策定	2018	▶ 策定	2020	安全安心課

ICT部門における業務継続体制の整備

現状【脆弱性の分析・評価】		今後【推進方針・対応方策】
市民		推進方針 ○ 各重要システムについて、I C T部門業務継続計画（I C T－B C P）を策定し、継続的に見直し、実効性の向上を図る。
事業者		
行政	庁内共通システムの停止を回避するため、I C T部門の業務継続体制を整備する必要がある。	



主な事業と対象者

主な事業

業務継続計画（BCP）の策定・推進

市民

事業者

行政

担当課

安全安心課



主な事業と対象者

主な事業

I C T 部門における業務継続体制の整備

戸籍事務の迅速・正確な処理

市民

事業者

行政

担当課

企画課

市民課

必要不可欠な行政機能は確保する

市庁舎の耐災害化

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

災害対策本部が設置される庁舎または代替施設について、耐震化・浸水対策を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 防災拠点となる市庁舎について、耐震化・浸水対策を進める。

大規模災害における広域連携

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

物資や人員等の受入、被災自治体への派遣等を円滑に行うための受援・応援体制を整備する必要がある。また、自治体や民間団体との防災協定を締結し、実効性を担保する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 自治体との防災協定を進めるとともに、実効性をより高めるため、受援・応援計画の策定を行う。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 受援・応援計画の策定	未策定	2018	策定	2020	安全安心課



主な事業と対象者

主な事業

市庁舎の維持管理

市民

事業者

行政

担当課

○

財政課



主な事業と対象者

主な事業

受援・応援計画の策定

防災協定の締結

市民

事業者

行政

担当課

○

安全安心課

○

○

安全安心課

必要不可欠な行政機能は確保する

応急対策物資等の調達

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

災害時の物資調達を速やかに行えるよう、体制を整備する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 平時の物品購入手続きによることなく、極力事務処理を簡略化し、早期の物品調達を可能にする「応急対策物資の購入マニュアル」を策定する。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

電話やインターネット等の通信手段が使えない場合でも、関係機関や市役所各部署と連絡がとれるよう、防災行政無線等の整備・保守点検・訓練を実施する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 防災行政無線等の整備により、庁内及び関係機関との情報手段を確保する。



主な事業と対象者

主な事業

応急対策物資の購入マニュアルの策定

市民

事業者

行政

担当課

○

出納室



主な事業と対象者

主な事業

防災行政無線等の整備・活用

市民

事業者

行政

担当課

○

安全安心課

必要不可欠な情報伝達機能は確保する

住民等への情報伝達

現状【脆弱性の分析・評価】			今後【推進方針・対応方策】		
市民 事業者 行政	各種防災情報を入手、活用できる必要がある。		推進方針 ○ 全ての住民に緊急情報を確実に伝達するため、情報伝達手段の多重化を進める。		
	各種防災情報を入手、活用できる必要がある。				
	情報伝達手段の多重化を進める必要がある。また、通信や車両へのエネルギー供給が途絶えた際の、代替手段を確保する必要がある。				
KPI（重要業績指標）					
	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 新たな情報伝達手段の導入	検討	2018	導入	2021	安全安心課

避難勧告等の発令体制の整備

現状【脆弱性の分析・評価】			今後【推進方針・対応方策】		
市民 事業者 行政			推進方針 ○ 避難勧告等の発令基準について運用し、見直す必要がある。		
	避難勧告等の発令基準について、見直す必要がある。				

地域防災力の向上【再掲】	28 ページに掲載
要配慮者支援【再掲】	32 ページに掲載
市庁舎の耐災害化【再掲】	70 ページに掲載
災害時における行政機関相互の通信手段の確保【再掲】	72 ページに掲載



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
広聴広報事業	○	○		秘書課
I C T 部門における業務継続体制の整備			○	企画課
区長協議会等の開催	○			行政課
たてばやし安全安心メールの活用	○	○		安全安心課
防災行政無線等の整備・活用			○	安全安心課



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
避難勧告等の発令体制の整備			○	安全安心課

経済活動を機能不全に陥らせない

事業者の事業継続計画（BCP）策定の促進

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

事業継続計画（BCP）の策定を進める必要がある。

行政

事業者の事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 中小事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進し、危機管理能力の向上等、事業者の事業継続力を強化する。

事業者への金融支援

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

制度融資の利用方法について、把握しておく必要がある。

行政

災害の規模等に応じて、制度融資の金利や要件等について、柔軟な対応ができる体制を整備する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 被災事業者が必要とする制度の創設や変更、情報の提供に、早期に適切に対応できるよう、平常時から金融機関や信用保証協会等の関係機関と連携し、支援体制の強化を図る。



主な事業と対象者

主な事業

企業支援事業

市民

事業者

行政

担当課

○

商工課



主な事業と対象者

主な事業

制度資金の融資あっせん

市民

事業者

行政

担当課

○

商工課

経済活動を機能不全に陥らせない

エネルギー供給体制の整備

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

エネルギーの供給拠点となるサービスステーション・LPGガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄を促進する必要がある。また、ガス供給設備の耐震化（例：ガス低圧導管の耐震化等）を進める必要がある。さらに、早期復旧のための体制及び資機材等を整備する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- エネルギーの供給拠点となるサービスステーション・LPGガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、事業者等において、自家発電設備の導入や燃料備蓄の確保を促進する。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 再生可能エネルギー導入量	159千kWh/年	2018	▶ 175千kWh/年	2023	地球環境課

緊急輸送道路等の確保【再掲】

26 ページに掲載



主な事業と対象者

主な事業

総合防災訓練の実施

市民

○

事業者

○

行政

○

担当課

安全安心課

経済活動を機能不全に陥らせない

農業生産基盤の整備

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

基幹農業水利施設で耐震化や事業継続計画（BCP）の策定を進める必要がある。また、農地や水路の保全対策や野菜出荷場施設、カントリーエレベーター、農業倉庫および農業用ハウス等の適切な維持管理を進める必要がある。

農業水利施設の適切な維持管理を進める必要がある。また、農道の保全対策を進めるとともに、農地や水路、農道等の農業用施設について、被災後の早期復旧が行える体制を整備する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 農業用水の安定供給を確保するため、適時・適切な保全対策を実施する。
- 施設管理者に対して事業継続計画（BCP）の必要性、有効性等の周知及び策定を支援する。
- 農産物の生産・流通と農村地域の生活を支える農道は、災害発生時における緊急時の輸送路等としての機能も有することから、国等の補助制度の活用により整備を進める。
- 収入保険制度の加入を促進し、災害後も営農を持続できるようにする。

河川の氾濫による農地被害の防止

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

排水路の維持管理を行い、災害時の氾濫を予防する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 排水路の整備や維持管理を行い、河川の氾濫による農地被害を防ぐ。



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
農業生産基盤の整備			○	農業振興課
農地維持・資源向上の推進		○	○	農業振興課
遊水池の維持管理			○	農業振興課
農道の整備と保全		○	○	農業振興課

5

経済活動を機能不全に陥らせない



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
幹線排水路の整備・維持管理			○	道路河川課

生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

電線の切断予防

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

自宅の樹木等の維持管理を行う必要がある。

事業者

事業所内の樹木等の維持管理を行う必要がある。

行政

公園内の樹木や街路樹等の維持管理を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○ 倒木による電線等の切断による停電を防ぐ。

エネルギー供給体制の整備【再掲】

78 ページに掲載



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
公園樹木管理			○	緑のまち推進課
緑地保全整備事業	○	○	○	緑のまち推進課
道路新設改良及び既存道路の維持・管理			○	道路河川課

生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

水道施設の耐震化・老朽化対策

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進める必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 水道施設の老朽化対策とあわせ、耐震化を進める。
- 停電時の自家発電機能の充実等、水道施設の対応能力を高める

生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

污水处理施設の耐震化・老朽化対策【再掲】

60 ページに掲載

業務継続計画（下水道BCP）の策定【再掲】

60 ページに掲載

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 下水道水洗化率	88.9%	2018	▶ 90.1%	2024	下水道課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
水道施設の耐震化・老朽化対策			○	群馬東部水道企業団
再構築にともなう水道施設の災害対策			○	群馬東部水道企業団

生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

道路施設の老朽化対策

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

既存の道路・橋梁の維持管理を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 各種長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、道路施設の老朽化対策を推進する。

鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制の整備

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

平常時から公共交通を利用し、災害時にも利用できるようにしておく必要がある。

事業者

事業所、車両、運転手等が被災しないようにするとともに、燃料等の供給を確保できるようにする必要がある。

行政

被災後に早期に運行再開できるようにする必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 災害時の鉄道や路線バス等の利用者の安全確保及び救援物資等の大量輸送に必要な機能を維持するために、運行事業者に対して車両や従業員の確保等について支援する。
- 災害時の鉄道被害を最小限に抑えるため、鉄道事業者による施設の耐震化等の防災対策を支援する。

緊急輸送道路等の確保【再掲】

26 ページに掲載



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
橋梁長寿命化修繕事業			○	道路河川課
道路新設改良及び既存道路の維持・管理			○	道路河川課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
公共交通整備事業		○	○	安全安心課

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

住宅・建築物等の防火対策

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

住宅用火災警報器の設置・点検を行う必要がある。

事業者

各種消防法令を順守する必要がある。

行政

住宅用火災警報器の推進、地域や事業所における火災予防、防火知識の普及啓発を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 各種消防法令に基づく査察と住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置の推進等、火災予防の普及啓発を行う。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 住宅用火災警報器の設置率	49.5%	2019	▶ 82.3%	2024	館林地区消防組合

倒木による道路の閉塞予防

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

所有地の樹木の倒木による道路の閉塞を予防する必要がある。

事業者

所有地の樹木の倒木による道路の閉塞を予防する必要がある。

行政

市で管理する保安林について、倒木による道路の閉塞を予防するとともに、民有地の保安林について、適正管理を促す必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 倒木による道路の閉塞を予防する。



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
感震ブレーカー等設置費補助	○			安全安心課
査察体制の強化	○	○	○	館林地区消防組合



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
緑地保全整備事業	○	○	○	緑のまち推進課

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

住宅・建築物等の耐震化【再掲】	20 ページに掲載
空き家対策【再掲】	22 ページに掲載
市街地の整備【再掲】	22 ページに掲載
都市公園の整備【再掲】	24 ページに掲載
道路施設、都市公園、公営住宅の老朽化対策【再掲】	24 ページに掲載
被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備【再掲】	28 ページに掲載
救助・救急体制の強化【再掲】	30 ページに掲載
電線の切断予防	82 ページに掲載

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

住宅・建築物等の耐震化【再掲】	20 ページに掲載
空き家対策【再掲】	22 ページに掲載
市街地の整備【再掲】	22 ページに掲載
都市公園の整備【再掲】	24 ページに掲載
道路施設、都市公園、公営住宅の老朽化対策【再掲】	24 ページに掲載
緊急輸送道路等の確保【再掲】	26 ページに掲載
災害廃棄物処理対策の推進【再掲】	62 ページに掲載
倒木による道路の閉塞予防【再掲】	88 ページに掲載

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

有害物質の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

平常時から有害物質が拡散・流出した場合の避難について準備しておく必要がある。

事業者

危険物等取扱い事業所においては、適正管理を行い、災害時の流出等を防ぐ必要がある。また、平常時から有害物質が拡散・流出した場合を想定した訓練を行い、対応力を向上しておく必要がある。さらに、浸水等による被害発生を回避・低減するための措置について準備を行う必要がある。

行政

有害物質の拡散・流出を早期発見し、拡大を防ぐ資機材の整備や技術の向上を進める必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 化学剤等の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練等を実施し、対応能力の向上を図る。
- 危険物施設所有者等に対し、風水害時における危険物保安上必要な措置を講ずるよう指導を強化する。

有害物質の測定・調査

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

有害物質の測定により、正確な情報を知り、発信する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 有害物質の測定を行い、正しい情報の発信を行う。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 空間放射線量の測定	年4回・14地点	2018	年2回・14地点 月1回・50地点	平常時 災害時	地球環境課

災害廃棄物処理対策の推進【再掲】

62 ページに掲載



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
職員教育訓練・資格取得拡充			○	館林地区消防組合
消防体制の連携強化			○	館林地区消防組合
査察体制の強化	○	○	○	館林地区消防組合
災害対応車両及び資機材の整備			○	館林地区消防組合
消防団員の充実強化			○	館林地区消防組合
高機能指令センター整備及び充実強化			○	館林地区消防組合

7



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
空間放射線量の測定			○	地球環境課
食品等に含まれる放射性物質検査の実施			○	地球環境課
環境調査事業	○	○		地球環境課

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

農業の担い手に対する農地集積・集約化

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

私有農地について、適切な管理を行う必要がある。

事業者

私有農地について、適切な管理を行う必要がある。

行政

農地の利活用促進、効率化に向けて、制度の普及を図る必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○ 農地の集積・集約化を行う。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 基盤整備率（水田・畑）	23.0%	2017	31.0%	2027	農業振興課

耕作放棄地の発生抑制と再生支援

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

私有農地について、適切な管理を行う必要がある。

事業者

私有農地について、適切な管理を行う必要がある。

行政

耕作放棄地の解消に向けて、制度の普及を図る必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○ 農地所有者の利用意向等を踏まえ、荒廃農地の発生防止と解消を図る。



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
農用地の利用集積と集団化		○		農業委員会事務局
遊休農地の発生防止・解消		○		農業委員会事務局



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
耕作放棄地再生活動推進事業	○	○		農業振興課

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地、農業用施設の維持・保全）

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

農地・農業施設の維持管理を通じて、地域コミュニティの維持を行う必要がある。

事業者

農地・農業施設の維持管理を通じて、地域コミュニティの維持を行う必要がある。

行政

農地・農業施設の整備等の事業を通じて、地域コミュニティの維持を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道等、地域資源の保全活動を多面的機能支払交付金等により支援する。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎ 多面的機能の維持・発揮が図られた農業集落数	19	2019	20	2024	農業振興課

農林業の担い手の確保・育成

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

農業用機械・設備の適切な管理により、自然災害による故障の防止を進める必要がある。

事業者

就農者、農業者への支援を行うことにより、農業従事者の維持・確保を進める必要がある。

行政

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等に対して支援を行い、人材育成を行う。また、新規就農者の発掘や独立当初の収入が不安定な就農者に対して支援を行うことで、担い手を確保する。



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
農業用排水路の整備と保全		○	○	農業振興課
農地維持・資源向上の推進		○	○	農業振興課
基幹農業水利施設の改修			○	農業振興課
農道の整備と保全		○	○	農業振興課
農業生産基盤の整備			○	農業振興課
担い手育成支援事業		○		農業振興課
新規就農支援事業		○		農業振興課
農業後継者の支援		○		農業委員会事務局



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
担い手育成支援事業		○		農業振興課
新規就農支援事業		○		農業振興課
農業後継者の支援		○		農業委員会事務局

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

農産物の品質向上・ブランド化支援

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

地産地消に取り組む必要がある。

事業者

安全安心な生産物を出荷するとともに、加工食品の開発等により、付加価値を高めていく必要がある。

行政

科学的根拠に基づく生産物の安全性について調査し、公表することにより消費者に安全性をPRする必要がある。また、より付加価値の高い商品の開発を支援する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○安全性の高い農産物の生産やブランド化を推進する。

森林の整備

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

私有林について、適切な管理を行う必要がある。

事業者

私有林について、適切な管理を行う必要がある。

行政

公有林について、適正な保全・整備を進める必要がある。また、私有林について、適正管理を促す必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○森林が有する洪水調節機能等の多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備を推進する。



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
安全・安心野菜の生産地づくり支援事業		○		農業振興課
畜産振興対策事業		○		農業振興課
6次産業化推進事業		○		農業振興課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
緑地保全整備事業	○	○	○	緑のまち推進課

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で 再建・回復できる条件を整備する

分別・リサイクルの推進

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

平常時から適正な分別とリサイクルを心掛け、災害時にも実施できる必要がある。

事業者

事業活動による廃棄物等が、適正な手順や基準で処理されているか見直す必要がある。

行政

様々な環境調査により、災害廃棄物の発生を抑制する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 平常時から適正な分別とリサイクルを進める。
また、事業系廃棄物の適正な処理を進める。

住宅・建築物等の耐震化【再掲】

20 ページに掲載

空き家対策【再掲】

22 ページに掲載

災害廃棄物処理対策の推進【再掲】

62 ページに掲載

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
環境調査事業	○			地球環境課
3 R 普及啓発活動の推進	○	○		地球環境課

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で 再建・回復できる条件を整備する

防災活動における多様な参加者の増加

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

防災活動に女性・子ども等が参加する必要がある。

事業者

事業所における防災活動に女性従業員の参加を積極的に促す必要がある。

行政

防災活動に女性・子ども等が参加できるよう配慮する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○ 防災活動への女性や子ども等の参加を促進する。

受援・応援計画

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

ボランティアの受入れ体制を整備する必要がある。

事業者

災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）を設置運営できる体制を整備する必要がある。

行政

他自治体からいつ、どのような応援を受け入れるか明確にする必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○ ボランティアや自治体からの人的・物的応援体制の整備を行う。

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
男女共同参画基本計画の推進			○	市民協働課
審議会等で活躍できる女性の育成			○	市民協働課
普及啓発の推進	○			市民協働課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
受援・応援計画の策定			○	安全安心課

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で 再建・回復できる条件を整備する

市内事業者の育成

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

市内事業者の育成、また市外からの事業者誘致を進める必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 市内事業者の育成、市外からの事業者の誘致を進める。

市内勤労者の増加

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

行政

事業者の人材確保を支援し、雇用安定を図る必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 市内事業者の人材確保を支援する。

被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備【再掲】

28 ページに掲載

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度		目標値	年度	担当課
◎ 職員の被災宅地危険度判定士登録者数	35 名	2018	▶	維持	2024	都市計画課
◎ 職員の被災建築物応急危険度判定士登録者数	13 名	2019	▶	維持	2024	建築課

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
企業誘致対策		○		商工課
企業支援事業		○		商工課
地域活性化講演会の開催		○		商工課
創業塾の開催		○		商工課



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
雇用安定対策事業	○	○		産業政策課
住宅リフォーム資金助成金・多世代同居支援助成金	○			商工課

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で 再建・回復できる条件を整備する

文化財・環境的資産の防災

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

私有の文化施設・林について、適切な管理を行う必要がある。

事業者

私有の文化施設・林について、適切な管理を行う必要がある。

行政

公有の文化施設・文化財の耐震化・浸水対策を進めるとともに、被災状況の早急な確認・保護を実施できる体制を整備する必要がある。また、沼や保安林の自然環境を保護し、防災・減災機能を保つ必要がある。さらに、文化財を修復する技術を伝承する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 文化財の耐震化や防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。
- 施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、災害時の展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる。

地域文化の保護・維持

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

郷土文化の理解・維持を進める必要がある。

事業者

郷土文化の理解・維持を進める必要がある。

行政

郷土及び行政資料の展示・収蔵方法を点検し、被災を最小限にとどめる必要がある。また、地域の有形・無形の文化を映像等に記録・保存する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 展示物・収蔵物や、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ等、文化財の保護対策を進める。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度		目標値	年度	担当課
◎ 文化施設における年間利用者数	204,994	2017	▶	200,000	2020	文化振興課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
緑地保全整備事業	○	○	○	緑のまち推進課
文化財保護管理、茂林寺沼及び低地湿原保護管理			○	文化振興課
文化財保護管理			○	文化振興課
資料館運営、田山花袋記念文学館資料保存管理事業			○	文化振興課
文化施設の維持管理・整備			○	文化振興課



主な事業と対象者

主な事業

	市民	事業者	行政	担当課
郷土関連図書や地域資料の収集			○	図書館

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で 再建・回復できる条件を整備する

地域活性化

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

コミュニティの活性化に積極的に取り組む必要がある。

事業者

事業者の発展につながる地域活性化に取り組む必要がある。

行政

定住・交流人口増加の取組により、地域文化の維持を図る必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- コミュニティの活性化、事業者の発展、定住・交流人口の取組を進める。

コミュニティの保護・維持

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

地域行事に積極的に参加する必要がある。

事業者

地域行事に積極的に参加する必要がある。

行政

有形・無形文化の調査や保護を行い、地域文化の保存を行う必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 有形・無形文化の保護や普及を進める。



主な事業と対象者

主な事業

地域活性化講演会の開催

市民

事業者

行政

担当課

○

商工課



主な事業と対象者

主な事業

初市・七夕祭り等の開催支援

つつじが岡公園管理事業

つつじ保護育成事業

つつじが岡ふれあいセンター運営

公民館学級講座開設事業

市民

事業者

行政

担当課

○

商工課

○

つつじのまち観光課

○

つつじのまち観光課

○

つつじのまち観光課

○

生涯学習課

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で 再建・回復できる条件を整備する

地籍調査の推進

現状【脆弱性の分析・評価】			今後【推進方針・対応方策】		
市民 事業者 行政	地籍調査による土地境界等の明確化を進める必要がある。		推進方針 ○ 国土調査法に基づき、地籍調査を推進する。		
	KPI（重要業績指標）				
		現状値 年度	目標値 年度	担当課	
◎ 地籍調査の進捗率	16.2%	2018	▶ 24.0%	2028	農業振興課

生活再建支援制度の周知

現状【脆弱性の分析・評価】			今後【推進方針・対応方策】		
市民 事業者 行政	被災後の生活再建支援制度について、活用できるようにする必要がある。		推進方針 ○ 様々な生活再建支援制度を周知・提供できるよう、平常時から情報収集、体制の整備を行う。		
	被災者の生活再建支援制度について、早期に、正確に周知・実施できる体制を整備する必要がある。				

事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態



主な事業と対象者

主な事業

地籍調査事業

市民

事業者

行政

担当課

農業振興課



主な事業と対象者

主な事業

勤労者金融対策（住宅）

勤労者金融対策（生活）

市民

事業者

行政

担当課

産業政策課

産業政策課

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で 再建・回復できる条件を整備する

事業用地・店舗の確保

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

事業者

所有者不明の土地の発生を抑制し、復旧・復興時の土地利活用を円滑に進めていく必要がある。

行政

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

○ 平常時から所有者不明土地の発生抑制を行う。

空き家対策【再掲】

22 ページに掲載

被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備【再掲】

28 ページに掲載

立地適正化の推進【再掲】

40 ページに掲載

事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態



主な事業と対象者

主な事業

遊休農地の発生防止・解消

市民

事業者

行政

担当課

○

農業委員会事務局

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で 再建・回復できる条件を整備する

風評被害等の防止に向けた正確な情報発信

現状【脆弱性の分析・評価】

市民

平常時から地産地消に努め、地域の産品・商品や生産者を知っておく必要がある。また、被災状況の正確な情報を得る方法を知っておき、正確な判断ができるようにする必要がある。

事業者

事業所の防災対策を進め、被害を最小限に抑える必要がある。また、被災後に速やかな経営再開ができるように備えるとともに、様々な手法により事業の安定性や商品の安全性を広報する必要がある。

行政

災害についての正確な被害情報等を収集し、情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供する体制を整備する。



主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
広聴広報事業	○	○		秘書課
たてばやし安全安心メールの活用	○	○		安全安心課
食品等に含まれる放射性物質検査の実施			○	地球環境課
安全・安心野菜の生産地づくり支援事業		○	○	農業振興課
畜産振興対策事業		○	○	農業振興課
6次産業化推進事業		○	○	農業振興課
企業支援事業		○		商工課
工業振興対策（地域産品）		○		商工課
工業振興対策（ふるさと食文化体感ツアー事業）	○			商工課
つつじが岡公園管理事業			○	つつじのまち観光課
つつじ保護育成事業			○	つつじのまち観光課
つつじが岡ふれあいセンター運営		○	○	つつじのまち観光課
観光宣伝事業（着地型旅行商品支援事業）	○			つつじのまち観光課
観光宣伝事業（魅力あるお土産品創出事業）		○		つつじのまち観光課

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で 再建・回復できる条件を整備する

市内事業者への経営支援

現状【脆弱性の分析・評価】		今後【推進方針・対応方策】
市民 事業者 行政	制度融資について把握しておく必要がある。	推進方針 ○ 平常時から地域の産業の担い手育成を行う。
	市内中小事業者の経営資金を確保する必要がある。	

市内の消費の拡大

現状【脆弱性の分析・評価】		今後【推進方針・対応方策】
市民 事業者 行政	平常時から市内で買い物を行う。	推進方針 ○ 平常時から市内での消費を促進する。
	市内の消費が増えるよう平常時から取り組む必要がある。	
	市内の消費を促す仕組みを構築する必要がある。	

復興資金の確保

現状【脆弱性の分析・評価】		今後【推進方針・対応方策】
市民 事業者 行政	復興資金の利用について、情報を把握する必要がある。	推進方針 ○ 平常時から復興資金の確保方策について検討を行う。
	復興に必要な資金について、ふるさと納税をはじめとする、様々な方法で確保できる体制を整備する必要がある。	



主な事業と対象者

主な事業

制度資金の融資あっせん

市民

事業者

行政

担当課

○

商工課



主な事業と対象者

主な事業

金券発行事業

市民

事業者

行政

担当課

○

商工課



主な事業と対象者

主な事業

ふるさと納税

市民

事業者

行政

担当課

○

○

企画課